

議員発案第6号

経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月25日 提出

由利本荘市議会議長 渡部 功 様

提出者	由利本荘市議会議員	本 間	明	Ⓜ
賛成者	同	上	三 浦 秀 雄	Ⓜ
	同	上	佐々木 慶 治	Ⓜ
	同	上	伊 藤 順 男	Ⓜ
	同	上	佐 藤 勇	Ⓜ
	同	上	伊 藤 岩 夫	Ⓜ
	同	上	佐々木 隆 一	Ⓜ

(別 紙)

経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書（案）

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額とそれに応じた地方交付税の減額を推し進めた。

このことは、地方自治の根幹に係る問題であり、到底容認できるものではない。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方行政の計画的な運営」「地方団体の独立性の強化」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するためには、地方財政計画が国の政策方針により一方的に決定されることなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その規模や地方交付税総額が決定される必要がある。

また、この度政府が取りまとめた「骨太方針」においては、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減し、2020年度までに黒字化する旨が明記された。この目標達成に向け、地方財政も国の取組と歩調を合わせて抑制を図ることとされており、地方交付税についても厳しい対応となることが見込まれる。しかしながら、被災地の復興、子育て支援、医療・介護などの社会保障、環境対策に加え、依然厳しい状況が続いている地域経済情勢の下、雇用対策や経済活性化対策など地方自治体が担う役割は増大しており、これら地方の財政需要を的確に見積もり、それに見合う地方交付税総額が確保される必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画における十分な地方交付税総額の確保に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針により一方的に決定することなく、国と地方の協議の場において十分な協議をした上で決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握するとともに、地域の雇用創出、産業経済の活性化対策など、増大する地方の財政需要に見合う対策を講じること。
3. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併に係る算定特例の終了を踏まえた財政需要の把握に係る新たな対応策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

衆	議	院	議	長	様
参	議	院	議	長	様
内	閣	総	理	大	様
総	務	大	臣	様	
財	務	大	臣	様	

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 功